



転出を取り消される場合は、本人確認できるもの、パスポートを市民課までお持ちください。

2. 日本に転入されるときには、
(日本国籍の方)

① 戸籍全部(個人)事項証明書、② 戸籍附票全部(個人)事項証明書、③ パスポート(全員分)、④ 帰国日の確認できるもの(スタンプの押されたパスポートや航空券)が必要です。

(外国籍の方)

① 「在留カード」又は「特別永住者証明書(外国人登録証明書)」(全員分)、② パスポート(全員分)、③ 帰国日の確認できるもの(スタンプの押されたパスポートや航空券)が必要です。

詳細については、転入される市区町村にご確認ください。

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かるものと、本人確認できるものをお持ちください。

項目	担当	手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード 専用窓口 1階市民ギャラリー 0774-21-0428	マイナンバーカードを持って住所記載変更(カードに国外転出を記載し、ICチップ内の住所情報を修正)と署名用電子証明書(必要な方のみ)の発行手続きを行ってください。手続きには本人が設定した暗証番号が必要になります。 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類も必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。 <u>手続きをされないとカードが転出(予定)日で失効します。</u>
住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 1階 0774-20-8722	転出(予定)日で失効します。 返納届とともに住民基本台帳カードをお返してください。
印鑑登録をされている方		転出(予定)日で廃止になります。 ◎転出予定日の前日までに証明が必要になった場合は、出国されていない証明(パスポートなど)と印鑑登録証をお持ちください。 ◎転出手続き後はコンビニ交付を利用できません。
事前登録型本人通知制度を利用されている方		宇治市での登録は継続します。登録内容の変更手続きが必要ですが、外国の住所へ本人通知を送ることはできません。詳しくは市民課までお問い合わせください。
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険課 1階 0774-20-8729	資格喪失の手続きをしてください。国民健康保険被保険者証(資格確認書)をお持ちください。※※※
後期高齢者医療制度に加入されている方	年金医療課 後期高齢者医療係 1階 0774-21-0413	資格喪失の手続きをしてください。後期高齢者医療資格確認書(被保険者証)又はマイナンバーカードをお持ちください。※※※
子育て支援医療費支給制度、福祉医療費支給制度を受給されている方	年金医療課 福祉医療係 1階 0774-21-0413	各種受給者証の返却、資格喪失の手続きをしてください。 各種受給者証[京都子育て支援医療費受給者証、福祉医療費受給者証「老人、ひとり親、障害」、重障老人健康管理事業対象者証]が必要です。
国民年金に加入されている方(国民年金の保険料を納付、または免除されている方)	年金医療課 国民年金係 1階 0774-20-8792	資格喪失の手続きをしてください。※※※ また、海外に居住している間も国民年金に任意加入できる制度があります。詳しくは年金医療課までお問い合わせください。
障害基礎年金のみを受給されている方		障害基礎年金を受給されている方は、手続きが必要な場合がありますので、年金医療課までお問い合わせください。※※※
介護保険の被保険者の方 (65歳以上の方及び40～65歳未満で要介護認定を受けている方)	介護保険課 1階 0774-20-8731	介護保険被保険者証の返却、資格喪失の手続きをしてください。※※※ 介護保険料を精算します。 介護保険負担割合証及び各種減額認定証をお持ちの方は、併せて返却してください。

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かるものと、本人確認できるものをお持ちください。

項目	担当	手続き
障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)を受けている方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	受給者証をお持ちになって、返却の手続きをしてください。
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けている方		資格喪失の届出をしてください。 特別児童扶養手当を受給している方で、お手元に証書がある場合はお持ちください。
障害者扶養共済制度に加入している方		
軽自動車、バイクをお持ちの方	税務課 諸税証明係 2階 0774-20-8718	125cc以下の原付バイクについては、宇治市で使用しない場合、宇治市での登録抹消手続きをしてください。 軽自動車、125cc超のバイクについては、軽自動車検査協会または運輸支局で手続きがあります。詳しくは税務課にお問い合わせください。
納税義務者の方		納税義務者の方に代わって、納税に関する手続きを行う納税管理人のお届けが必要な場合があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。※※※
	税務課 総務収納係 2階 0774-20-8720	出国後の納付方法等について手続きが必要な場合があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。
上下水道の閉栓手続きについて	上下水道部営業課 2階 0774-20-8775	事前に閉栓の手続きをしてください(電話で受付可)。詳しくは営業課にお問い合わせください。 (集合住宅の場合は、まず、管理会社等にご確認ください。)
児童手当を受けている方	こども福祉課 2階 0774-20-8733	消滅届を提出してください(単身赴任など保護者(受給者)のみの海外転出の場合、当月中に受給者変更の手続きが必要です)。
児童扶養手当を受けている方		資格喪失届を提出してください。
宇治市内の学童保育(育成学級)に入級申請された方及び入級している児童を養育されている方		入級申請の取消、または退級届の提出が必要です。窓口でご相談のうえ、手続きをしてください。
宇治市の保育所等に入所申請中又は入所中の児童を養育されている方	保育支援課 2階 0774-20-8732	入所中の児童を養育されている方は、保育所等に退所届を提出してください。 詳しくは保育支援課まで直接お問い合わせください。
認定こども園等の預かり保育や認可外保育施設等の保育料無償化を受けている方		宇治市での認定を取り消します。詳しくは保育支援課にお問い合わせください。
外国で国政選挙への投票を希望される方	選挙管理委員会 3階 0774-20-8798	外国で国政選挙に投票するための申請ができます。 宇治市選挙人名簿に登録されている方又はその見込みの方に限ります。申請にはパスポートや運転免許証等の本人確認書類が必要です。
し尿収集(くみ取り式便所の場合)について	まち美化推進課 西館 3階 0774-20-8762	代表者が転出される場合は、廃止または代表者変更の届出をしてください。
海外転出に伴いごみが多量に出る方		海外転出に伴いごみが多量に出る場合は、有料の臨時収集をお申し込みください。
ふれあい収集を利用されている方		ふれあい収集の廃止手続きが必要です。詳しくは、まち美化推進課までお問い合わせください。
浄化槽をお使いの世帯の方	環境企画課 西館 3階 0774-20-8726	廃止(休止)又は管理者変更の手続きが必要になる場合があります。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。
犬を飼っておられる方		犬も海外へ連れて行く場合は、海外渡航の届出をしてください。
天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ちの方		墓園管理料の納付方法等について手続きが必要になる場合があります。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。